

ノ價格ハ平均運賃諸掛、用途、品傷其ノ他ノ事項ヲ
參酌シテ定ムルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

外地に於ける米穀の生産獎勵に関する法律の公布

第八十二臨時議會の協賛を経たる朝鮮、臺灣に於ける米穀生産確保に関する法律は、昭和十八年六月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス
ル爲ノ補給金及企業ノ整備ニ要ス
ル經費ノ財源ニ充ツル爲公債發行

ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル爲政府
ハ一億三百三十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ借入金
ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法第一條中「交付スル爲」ノ下ニ「及朝鮮
ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ

設立セラレタル法人ニ對シ公債ノ交付ニ依ル出資ヲ爲
ス爲」ヲ加へ「二十三億九千四百七十九萬圓」ヲ「二十四億
千四百十萬圓」ニ改ム

〔參照〕

昭和二年三月二十日公布法律第十一號朝鮮事業公債法抄

錄

第一條 朝鮮ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要ス
ル經費ヲ支辨シ且煙草專賣制度ノ實施又ハ私設鐵

道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從

前募集シタルモノヲ通シテ二十三億九千四百七十
萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借

入ヲ爲スコトヲ得

臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保ス
ル爲ノ補給金ノ財源ニ充ツル爲公

債發行ニ關スル件 (昭和十八年六月二十一日)

第一條 臺灣ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル爲ノ補給

金ノ財源ニ充ツル爲政府ハ二千三百五十萬圓ヲ限り
公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補
填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年法律第九十四號第二條中「獎勵金」ノ下ニ
「又ハ補給金」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十六年十二月四日公布法律第九十四號臺灣米穀移出管理
特別會計法ノ特例

第二條 移出又ハ輸出ヲ目的トシテ臺灣米穀移出管
理特別會計ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ爲シタル場合ニ

於テ當該米穀ニ付臺灣總督府特別會計ヨリ生產ヲ
確保スル爲ノ獎勵金ノ支出アリタルモノナルトキ
ハ當該獎勵金ニ相當スル金額ハ豫算ノ範圍内ニ於
テ之ヲ臺灣米穀移出管理特別會計ヨリ臺灣總督府
特別會計ニ繰入ルコトヲ得

食糧增產に對する青少年學徒の勤勞

運動に關する次官通牒

食糧增產の爲の不耕作地、休閑地の活用と之に即應
すべき全國各方面の労動動員方策に關聯し、特に青少
年學徒の勤勞動員方針について文部農林兩次官連名の
昭和十八年六月二十五日付各地方長官宛通牒が行はれ
たが、その要旨を掲ぐれば左の如くである。

一、労力不足のため生じたる不耕作田耕作廢止畠等に
ついては市町村農會、部落農業團體等をして共同耕
作等を行はしむることに相成たるをもつて、特に中
等學校以上の學校にあつてはこれに對し積極的協力
をなさしむることとし、これら地元團體よりの要
請に即應し、可能なる限り學校報國隊を動員し、こ
れに協力せしむること

二、農業關係の學校學生生徒の實習については學校農
場を食糧增產に集中して經營せしむるのほか、つと
めて學校外の食糧增產に對する勤勞協力作業をもつ
てこれにあてしむることと措置すること
三、農村地域における國民學校高等科および初等科高
學年兒童については農繁期において地元市町村農會
の要請を考慮し農繁期授業廢止を必要に應じ延長せ
しむること

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能なる校庭等を利用せしめ、食糧増産を行はしむるはもちるん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休閑地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替勤員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農產物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における勤員の外休業日等を利用し、食糧農產物の作付等に對しては勿論準肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舎、寝具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋すること

八、本勤勞動員に要する経費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

學徒戰時勤員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の勤員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時勤員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

學徒戰時勤員體制確立要綱

第一 方針

大東亜戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時勤員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤労動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戰力増強に結集せしめんとす

第二 要領

(一) 有事即應態勢の確立

學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の增强を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしがため概ね左記各項の方途を講ずること

一、學校報國隊組織を、直に國土防衛に有效に動員し得ることと強化すること

二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等専門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき體育訓練を徹底すること

三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登録制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること

四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教程を、総合的かつ各學校の段階に適應することと制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること

五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に從事せしむるものとし、これがため必要な施設を整備すること

(二) 勤労動員の強化

學徒をして挺身國家緊要の業務に從事せしめ、その心身の鍛成を全からしむるものとし、左記各項により食糧增産、國防施設建設、緊要物資生產、輸送力増強等にその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること

一、勤労動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應する作業種目の適正なる選擇により、作業效率の向上、作業量の増嵩を圖ること

二、勤労動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること

三、作業と學校との臨時かつ分散的なる關係を、可能な限り改め、力めてこれを當時かつ集注的ならしむること

四、勤労作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤労作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること

五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の勤員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること

六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ